

秋田工業用水道に係る指定管理者（候補者）の選定の方法及び結果について（選定結果表）

● 選定の方法

- 申請団体から提出された申請書及び事業計画書等により、選定基準に沿って設定した審査項目ごとに各委員が評価（評点付け）を行った。
（評点）
5点：特に優れている
4点：優れている
3点：やや優れている
2点：やや劣っている
1点：劣っている
- 全委員の評点を合計し、選定基準のウエイトをもとに評点の合計を100点換算した。（満点を100点として再計算）
（申請団体の評点については、下記の「評点表」を参照）
- 2をもとに委員間で総合的観点から議論・検討し、申請団体に適格性があることが認められたことから、指定管理者の候補者として選定した。
（議論・検討の概要については、下記の「総合評価（選定結果）」を参照）

○ 評点表

選定基準 申請団体	1 受水者の平等 利用の確保 (確保されなければ失格)	2 施設の設置目的 の効果的達成 (配点20点)	3 効率的な管理 (配点15点)	4 適正かつ確実な 管理を行う能力 (配点30点)	5 施設の設置目的、性 質に応じて定める基準 (配点25点)	6 県の重要施策推進 に係る項目 (配点10点)	合 計 (満点100点)
羽後ウォーター	○	14.6	10.0	22.6	19.2	3.0	69.4

■ 総合評価（選定結果）

- 評点の平均が「やや優れている」とした場合の60点を選定の目安として審査した。
- 「適正かつ確実な管理を行う能力」における、技術的な基礎の具備について、特に高い評価となった。
- 「施設の設置目的、性質に応じて定める基準」における、供給水質等の管理業務水準達成の方策、保全管理の方針や内容について、特に高い評価となった。
- ◎ 結果として、評点の合計が60点を上回り、指定管理者としての適格性が認められたことから、羽後ウォーターを指定管理者の候補者として選定することに決定した。